

平成29年8月10日

道路局高速道路課

「原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置」
の利便性向上について

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置の利便性向上のため、対象者に新たにカードを交付することについて、福島県及び関係市町村との調整を開始します。

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置は、平成24年4月1日より、政府として避難を指示又は勧奨している区域等にお住まいであった避難者の一時帰宅等の生活再建に向けた移動を支援する目的で実施しているところです。

これまで、出口料金所での混雑等が課題となっていましたが、今般、避難者の出口料金所の通行を迅速化するため、新たにカードを交付することを検討いたします。

対象者にカード（顔写真付き）を交付することにより、確認時間が短縮され渋滞解消に寄与するとともに、携帯性等の利便性向上が図られるものと考えています。なお、カードの有効期限は平成32年3月末までと設定することを検討しております。

今秋からのカード交付開始及び平成30年4月からのカードによる通行への完全移行に向け、福島県及び関係市町村との調整を開始します。

問い合わせ先：

国土交通省道路局高速道路課

高速道路事業調整官 渡邊 良一（内線：38302）

課長補佐 松本 晴年（内線：38322）

（代表）TEL 03-5253-8111 （課直通）TEL 03-5253-8500、FAX 03-5253-1619

原発事故による避難者に対する高速道路の無料措置

○警戒区域等からの避難者

【対象者】 政府として避難を指示又は勧奨した区域等に居住していた避難者

【対象走行】 福島県内のインターチェンジ等を出入りする走行

【目的】 一時帰宅等の生活再建のための移動支援

【期間】 平成30年3月31日まで



原発避難者に対する無料措置の利便性向上(案)

- 避難者の出口料金所の通行を迅速化するため、新たにカードの交付を検討。
- カード切替後の継続した周知や避難者の申請に係る負担等を踏まえ、カードの有効期限を2年間(平成32年3月まで)と設定。

【現状(平成24年度～)】

- 料金所の一般レーンで警戒区域等に居住していたことを証明する書面(被災者証明書等)及び本人確認書面(免許証等)を提示
- 料金所の一般レーンで証明書の住所及び本人確認を行い無料措置を適用



【利便性向上(案)】

- 対象者にカードを交付(顔写真付き)して、通行方法を統一
- 事前申請によりカードを発行(被災時の住所を確認)
- 料金所の一般レーンでカードのみ提示(写真により本人確認)

確認時間の短縮(通行の迅速化)により料金所の渋滞解消に寄与

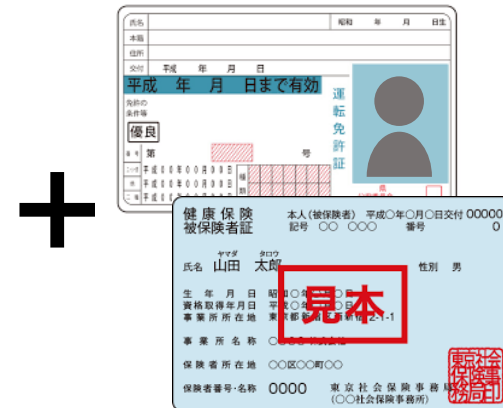
※1台当たり約40秒から約20秒に短縮

証明書のカード化(1枚に集約)により携帯性等の利便性向上

【料金所での提示書面(例)】



(被災時の住所確認)



(本人確認)

